平成２８年（フ）第２号
高知県高岡郡佐川町乙1861番地６
債務者　民　　管
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２７年（フ）第２６５号
福井市月見４丁目17番26号　健商８　101号室、旧住所福井市下荒井町第13号308番地３
債務者　木下　博司
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２号
福井市月見２丁目３番１号　健商ビル101
債務者　木戸　　努
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９号
福井県坂井市春江町境上町８－７、住民票上の住所福井県坂井市春江町沖布目第40号７番地39
債務者　千秋智惠子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８号
福井市運動公園２丁目1001番地　県営住宅社団地１号館104室、旧住所福井市江守中２丁目302番地
債務者　山本美惠子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２５号
福井市栃泉町第１号23番地
債務者　谷口　和美（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１号
岐阜県可児市土田5096番地３　フォーブル藤田202、前住所岐阜県可児市川合883番地２
債務者　伊佐治善之
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第２７８号
兵庫県明石市松江178番地　第２赤石ハウス
債務者　栗須泰太郎
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
神戸市西区北別府４丁目2092番地の３　たけさだハイツ301号
債務者　上原多香子（旧姓渡慶次）
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第５７３号
千葉県流山市向小金３丁目91番地の２　クレスト流山202
債務者　及部　勝己
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６８８号
千葉県松戸市新松戸南１丁目430番地　サポーレ新松戸101号
債務者　是枝　香織（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６９５号
千葉県柏市西原１丁目22番１号　エステーハイツ102号
債務者　遠藤　法子
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２０号
千葉県野田市山崎2049番地の６　メルヴェイユ203号
債務者　松井　耕二
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２１号
千葉県野田市山崎2049番地の６　メルヴェイユ203号
債務者　松井　典子
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２６号
千葉県松戸市河原塚30番地の１　グレースレジデンスカワマゴ１Ｂ－205号
債務者　岡本　順司
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３１号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷５丁目14番14号
債務者　佐古岡富士子
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４４号
千葉県我孫子市新木野２丁目12番９号
債務者　関家　由江
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部